

訓令

埼玉県訓令第8号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「には」の下に「、第三十二条第一項に規定する公印の押印に代え」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 第三十二条第二項及び第三項の規定は、第二項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「公印の押印」とあるのは、「電子署名を付し、又はこれに類する措置を講ずること」と読み替えるものとする。

第三十六条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の者が処理することができる。

別表課の文書記号の表高齢者福祉課の項の次に次のように加える。

ねんりんピック推進課	ねん推
------------	-----

雇用労働課		
人材活躍支援課	人材	雇労
多様な働き方推進課	多様	

別表課の文書記号の表中

を

雇用・人材戦略課	雇人
就業支援課	就支

に改める。

別表所の文書記号の表南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞児童相談所	朝児
------------	----

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。